

## 令和4年第4回議会運営委員会会議録

会議日時 令和4年12月22日（開会）午前 8時57分

令和4年12月22日（閉会）午前 9時14分

会議場所 入間東部地区事務組合 会議室

出席委員	塚越洋一 委員長	本名 洋 副委員長
	佐野正幸 委員	村元 寛 委員
	伊藤美枝子 委員	細谷光弘 委員

欠席委員 なし

議長の出席 久保健二 議長

執行部説明員

平野健太郎 事務局 長	木村 誠 消防 長
-------------	-----------

職務出席者

高橋映治 次長 兼 総務課 長	中川一諭 次長 兼 消防総務課 長
--------------------	----------------------

事務局 金子進之介 書記 長	新井良輔 事務職員
----------------	-----------

△委員長挨拶

- 金子進之介書記長 皆様、おはようございます。定刻前ではありますが、委員長のお許しをいただきましたので、これより入間東部地区事務組合議会運営委員会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、議会運営委員会の塚越委員長よりご挨拶をお願いいたします。よろしく申し上げます。

- 塚越洋一委員長 おはようございます。日本海側では大雪で大変な中、こちらは雪が降りませんで暖かいということですが、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は議案の数も結構多いのですけれども、ぜひ円滑な運営にご協力をよろしく願いいたします。よろしく申し上げます。

- 金子進之介書記長 ありがとうございます。

△議長挨拶

- 金子進之介書記長 続きまして、組合議会の久保健議長よりご挨拶をお願いいたします。

- 久保健二議長 では、皆さん、改めましておはようございます。また、早朝よりお足元の悪い中お集まりをいただきまして、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日、今塚越委員長のほうからもお話がありましたとおり、議案数かなり多くございますので、スムーズな進行を心がけながら進行したいと思います。また、議運のほう、塚越委員長のほうと慎重審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 金子進之介書記長 ありがとうございます。

それでは、これより議会運営委員長に進行をお願いします。よろしく申し上げます。

△開会及び開議の宣告（午前 8時57分）

- 塚越洋一委員長 ただいまの出席委員は6名です。入間東部地区事務組合議会委員会条例第15条で定める定足数に達しておりますので、議会運営委員会の成立を認め、本委員会を開会します。

△令和4年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会の議事運営について

- 塚越洋一委員長 これより議事に入ります。

初めに、(1)、令和4年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会の議事運営についてを議題とします。

①、提出議案の概要及び②、資料について、事務局より説明をお願いします。

○平野健太郎事務局長 おはようございます。事務局長、平野でございます。よろしくお願いいたします。では、ちょっと恐れ入ります。着座にて説明をさせていただきます。

では、①の提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。本臨時会の提出案件につきましては、議案が10件となっております。では、お配りしております議案書を御覧いただければと思います。

初めに、第11号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）でございます。予算書の1ページ目を御覧いただければと思います。歳入歳出補正額につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,371万3,000円を増額補正をし、補正後の予算額を45億6,273万2,000円とするものでございます。こちらは、主に職員の給与改定、また光熱費の高騰に対応するための予算という形になってございます。

予算書の4ページ御覧ください。こちら第2表の債務負担行為補正ということで、入間東部広域斎場しののめの里の指定管理料について、新しい期間の指定管理料の分を債務負担行為として補正をするという内容でございます。

予算はこれで終了して、次に第12号議案の入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。本議案は、個人情報保護法の改正によりまして、個人情報保護について令和5年4月から法による新たな規律となることから、現行条例を廃止して、新たに法の施行条例を制定するものでございます。

次に、第13号議案の入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例でございます。こちらは、地方公務員法の改正に伴いまして、職員の定年の引上げ、また管理監督職勤務上限年齢、役職定年の導入等を定めて、併せて関係条例の整備を行うものでございます。この改正によりまして、定年年齢は60歳から65歳に段階的に引上げをする。また、先ほど申し上げた管理監督職勤務上限年齢については、60歳という形になるものでございます。

次に、第14号議案の入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、職員の給与改定に伴いまして、議会議員の期末手当について0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第15号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらは管理者及び副管理者の期末手当について、第14号議案と同様の理由及び内容で行うものでございます。

次に、第16号議案の入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。こちらは、恐れ入りますが、参考資料の6をつけてございます。新旧対照表の後に参考資料6として概要をつけてございます。こちらを御覧ください。1の改正内容

になりますが、こちらは職員の給与改定を行うとともに定年引上げ等に対する給与上の措置を講ずるために、関係条例について改定を行うものということになっております。

ウの(3)、下段になりますので、ウの(3)を御覧ください。こちらは給与改定について説明をするものでございますが、若年層を中心とした給料表の改定を行う予定でございます。また、裏面になりますけれども、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げる改正を行います。

次に、3で定年引上げに係る給与上の措置につきましては、60歳に到達した翌年度以降の給与の取扱いについて、原則7割支給となるように制定附則を追加することにより規定をするものでございます。このほか関係条例については、所要の規定の整備という形になっている内容でございます。

次に、第17号議案の入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例でございます。こちら本議案は、国の検討会の検討結果等を受けまして、消防団員の処遇改善に向けた取組として、災害出動に対する費用弁償を廃止をして、新たに出動に応じた報酬制度として出動報酬を創設するものでございます。金額につきましては、国の検討会報告を参考に設定をしております。

次に、第18号議案 公平委員会委員の選任についてでございますが、こちらは、本議案は委員1名が任期満了を迎えることから、新たに細田幸雄氏を公平委員会委員に選任することについて同意を得ようとするものでございます。

次に、第19号議案の入間東部広域斎場しののめの里指定管理者の指定についてでございます。本議案は、現在の指定管理期間が令和5年3月末をもって終了することから、新たに指定管理者の指定を行うために議決を求めるものでございます。選定結果については、参考資料12のとおりとなっております。

議案説明の最後ですが、第20号議案の和解についてでございます。こちらは、令和4年6月に発生いたしました東消防署富士見分署緊急出動表示板の交通事故による倒壊被害について、相手方と和解をしたく議決を求めるものでございます。

②の資料要求については、要求はございませんでした。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

- 塚越洋一委員長 続きまして、③、閉会中の継続調査の申し出についてですが、議会運営及び議長の諮問等に関する事項を調査するため、会議規則第111条の規定により、議長に対し継続調査の申出を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 異議ありませんので、申出を行うことに決定します。

次に、④、会期・日程についてですが、以上の内容を踏まえ、会期については1日とし、日程については、お手元の議事日程(案)のとおりとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 異議ありませんので、そのように決定します。

△入間東部地区事務組合議会個人情報保護に関する条例の制定について

- 塚越洋一委員長 続きまして、(2)、入間東部地区事務組合議会個人情報保護に関する条例の制定についてを議題とします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

- 平野健太郎事務局長 では、入間東部地区事務組合個人情報保護に関する条例の制定についてご説明をいたします。

まず初めに、議案書と併せてお送りしておりました条例案、入間東部地区事務組合の条例案をお配りしたと思います。赤で書いてある、そちらをご用意いただければと思います。まず、ちょっと前置きとして、当組合の個人情報保護と、あと情報公開制度につきましては、所在地であるふじみ野市に準じている状況でございます。そのことから、組合例規、関係例規との整合を図るために、この素案につきましては、ふじみ野市議会さんの案、素案を参考に作成をさせていただいております。お配りした資料のところ赤字になっているところは、ちょっとその案を修正をさせていただいた部分という形になっております。主語とか条例名称が変わるといのは当たり前のことなので、これは説明は省かせていただきますけれども、それ以外の修正部分について、少しご説明をしたいと思います。

素案の5ページ御覧ください。中段第12条第2項の第3号について、赤字の表記があらうかと思えます。こちらは実施機関を定めているところなのですけれども、各構成市町さんのほうには消防本部がございませんので、管理者、消防長というものが入っているという形です。あと行政委員会は、我々監査委員と公平委員会を持っているのみですので、ここは市町と少し違うところになります。

次に、15ページを御覧ください。15ページの第31条につきましては、ほとんどの市町さんは手数料に関する規則で、例えば還付のしるしとかを定めていらっしゃるのですけれども、当組合はその規則がなく、各個別条例の中で手続というか、できますよというところを決めております。ですので、こちらの第2項から第4項、赤字の部分につきましては、今回の本臨時会の議案である第10号議案と同様の規定という形の整備をしております。

それで、ちょっと大まかな内容につきましては、こちらの個人情報保護法の規定をほとんど持ってくる形になっています。なぜかと申しますと、保護法の対象では議会がないからです。それなので、ないものを決めるので、同じものを持ってくるというようなイメージで、こちらは市議長会と町村議長会がひな形というか、ガイドラインのようなもので、ひな形、条例の参考例をつくっておきまして、それで検察とも協議をしながら固まった内容が素案と

して示されているものです。なので、ちょっとこれは扱わないかなというものも当然あるのですけれども、やはり仕組みとしては入れていかななくてはいけないといったことで、すごく条が多いのですけれども、こういう形で制定をしたらいかがかなと思っています。

事務局といたしましては、2つご協議いただきたいなと思います。まず、1個目は議案の提出方法についてです。本案については、やはり議会に限定する内容になることと、また条例制定の是非について議会運営委員会、こちらのほうで1度諮っていただいて、今日も協議をいただいているといったところがありますので、執行側からの提案ではなくて、こちら委員会提案が妥当なのではないかなというふうに考えております、我々としては。ただ、議員提案という形もできますので、本日お配りした議会運営委員会資料の中で、ワンペーパーで右肩に資料というのがあるのですけれども、こちら地方自治法と会議規則を抜粋しておりますが、こちらのほうの14条の2項で議員等が議長に提出するというのもできるというふうになっておりますので、その部分について提出方法をご検討いただければと思います。

2つ目が、本条例案の内容の修正、軽微な修正の部分でございます。手順です。こちら、本条例案は罰則規定が入っていますので、検察庁との協議が必要になってまいります。検察協議は、ちょっと組合のほうの条例のことを出して申し訳ないのですけれども、罰則部分以外のところも結構見てくださって、ああ、ここはおかしいですよとか、そういうような修正を入れてくださいます。意見を言ってくださいます。なので、結果次第では本日お示した素案から、細部ちょっと修正が入る可能性があります。それで、そのときに変更に対応するための修正案の作成と了承といったところを、どのような形の手順にするか。委員会を都度開くか、委員長のほうにお任せなさるのかといったようなところになるとは思いますけれども、その部分2つ、2点ご協議いただければなとは思っています。

説明等は以上になります。よろしく申し上げます。

○塚越洋一委員長 ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問があればお願いいたします。

特にないですか。今説明がありましたように、ふじみ野市議会が先行して行っております。検察協議も以前出しておるので、その結果に基づいて、準拠して。

○平野健太郎事務局長 そうですね。なので、検察協議自体はスムーズに行くとは思いますが、こちらの協議かけるときに、ふじみ野市議会のほうがもう既に終わっているのを参考にしていますので、違うところはここですと言って出しますので、スムーズだとは思いません。

○塚越洋一委員長 大丈夫ですね。それでは、お諮りします。

まず、議案の提出方法については、入間東部地区事務組合議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員長が議長に提出とすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 異議ありませんので、そのように決定します。

続いて、本条例案の内容については、委員会としてこれを了承し、今後における細部の修正は委員長に一任することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 異議ありませんので、そのように決定します。

△その他

- 塚越洋一委員長 次に、議題（3）、その他として、昼食の取扱いについてですが、議事日程を踏まえ、昼食は用意しないということでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 それでは、昼食については、用意しないものとします。

そのほかに、委員から何かありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 それでは、以上をもちまして本日の議題は全て終了しましたので、委員長としての進行役を解かせていただき、事務局にお返しします。

- 金子進之介書記長 令和4年第2回臨時会につきましては、本日決定のとおり進めさせていただきます。

なお、本日お決めいただきました議事日程でございますが、配付しております議事日程(案)の(案)を二重線等で消していただきますようお願い申し上げます。

△閉会の宣告（午前 9時14分）

- 金子進之介書記長 それでは、ここで本名副委員長よりご挨拶をお願いします。

- 本名 洋副委員長 本日は、早い時間からでしたけれども、ありがとうございました。

本当に議案数多いので、この後、本会議、どうぞ慎重審議よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

- 金子進之介書記長 ありがとうございました。

以上をもちまして議会運営委員会を終了します。

上記会議の経過を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年12月22日

議会運営委員長 塚 越 洋 一